

## 平成 29 年度施政方針

本定例会におきまして、平成 29 年度当初予算をはじめ各種の議案審議をお願いするにあたり、今後の町政運営に対する所信の一端を申し上げ、議員各位をはじめ、町民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

現状を放置すれば 4 分の 1 以上の地方都市が消滅する可能性があるとする我が国の「危機的な人口減少」と「地域経済縮小」に適切に対応し、将来にわたって「活力ある日本社会」を維持するため、国と地方が一体となり、東京への人口一極集中の解消と出生率向上を主眼とした「まち・ひと・しごと創生」を強力に推進していることは、ご案内のとおりです。さらに国は、デフレ脱却と経済の好循環を確実なものにするため、観光立国・国土強靱化・女性の活躍・働き方改革 等の施策を併せて推進しているところです。

先の第 193 回国会における経済演説では、これまでに、名目 GDP、実質 GDP、雇用者数、失業率、賃上げの状況等、いずれの指標も大きく改善し、景気は緩やかな回復

基調にあるとし、「デフレではない状況を作り出した」との言及もあっておりますが、地方にその実感は乏しく、東京圏と他の地域で「稼ぐ力」の差が生じているとも指摘されています。

加えて、東京圏への転入超過が4年連続で増加するなど「東京への人口一極集中」は、むしろ加速しており、地方が相変わらず厳しい状況に置かれる中で、真に実効性がある「まち・ひと・しごと創生」の取組が求められています。

長崎県の状況を見ても、平成28年の1年間に全国8番目となる5,573人の転出超過、依然として大幅な人口減少が続いています。

幸い本町の人口は、横ばいで推移していますが、進学・就職の年齢層が大幅な転出超過にあるという地方特有の構造的な問題を抱えており、将来的に一定規模の人口を維持し、持続可能で活気ある地域社会を維持していくためには、本町の強みを最大限活かした付加価値の高いまちづくりが重要であることは言うまでもありません。

本町の「子育て・教育環境」や「自然環境と都市機能が調和した暮らしやすさ」は、内外で高く評価されておりますので、その強みに一層磨きをかけ、出生率の向上と子育て

て世代を中心とした定住者の増加を目指して参ります。

私は、これまで一貫して「幸福度日本一のまちづくり」を標榜して参りました。

それは、取りも直さず「町民の皆様に本町で結婚・出産・子育てをし、豊かで充実した社会生活を送り、最後の瞬間まで住み慣れた地域で穏やかな老後を過ごしていただきたい。また町外からも本町に移り住み、そういった地域づくりの仲間に加わっていただきたい。」という思いでございます。

そういった「人に優しい成熟したまち」を創るための処方箋として策定したものが、国の総合戦略に呼応した本町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び当該戦略を包含する「第9次総合計画」でございます。両者を一体的に推進することとしています。

いずれも策定後2年目に入り、その進捗と実効性が問われる段階となって参ります。

中でも全庁的な取組である「公共施設等総合管理計画」「長崎広域連携中枢都市圏ビジョン」「地域公共交通網改善計画」「地域包括ケアシステム」につきましては、計画

策定・体制整備等を終え、実施段階へ移りつつありますが、いずれも、将来の長与町を左右する重要な取組でもあり、町民の皆様をはじめ、各種機関・団体、関係自治体との効果的な連携・協働に努めつつ、その効率的・効果的な実施に注力して参ります。

その他、各所管における各種の事務事業につきましても、数値目標やK P I を含む所期の目的を達成すべく、総合的かつ着実な推進を図り、引き続き「幸福度日本一のまち」を目指して参ります。

続きましては、財政運営に関する諸課題でございます。

平成 29 年度予算編成に関して、国は、前述のとおり「雇用・所得環境が着実に改善し、経済の好循環が生まれている」としながらも、財政健全化に向け「歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する」とし、地方にも同様の姿勢を求めています。

長崎県においても、近年の社会保障関係費の増大や地方交付税の抑制により厳しい財政運営を強いられていることから、「分野を問わぬ踏み込んだ検討」を実施し、「切れ目のない行財政改革」を推進するとしています。

本町も同様に、社会保障関係費の大幅な伸びと減少傾向にある地方交付税、さらに現在進行中の大型事業により厳しい財政運営を強いられています。加えて、ベッドタウンである本町の特性から、将来的に税収の大幅な減少が避けられないことを踏まえ、基金残高や起債残高、健全化判断比率等に十分留意しながら、将来にわたって財政の健全性を維持して行くことが非常に重要でございます。

こうしたことから、平成 29 年度予算編成につきましては、一部経常経費等へのシーリング導入や各種補助金の見直し、資機材調達手法の再検討等、これまで以上に厳しい姿勢にて経費節減に努めたところでございます。

今議会にてご審議いただく平成 29 年度一般会計当初予算の規模は、122 億 130 万円、骨格予算であった平成 28 年度比で 0.8%の増、平成 27 年度比では、3.9%増という状況でございます。

予算の執行にあたりましては、費用対効果を常に念頭に置き、効率的かつ成果を重視した行財政運営に努めて参ります。

さらに、「補助金の見直し」や「高田南土地区画整理事業への P F I 手法の導入可能性」につきましても、

引き続き検討いたします。

それでは、平成 29 年度における重点施策・主要事業等につきまして、所管ごとにご説明いたします。

まず総務部でございます。

平成 28 年度は、町民ニーズや行政課題に柔軟かつ迅速に対応でき、町民にとって明確かつ利便性の高い組織機構とするため、組織機構の見直しを実施し、また、「第 4 次長与町行政改革大綱」に基づく「実施計画」を策定いたしまして、効率的な行財政運営に努めて参りました。

平成 29 年度におきましても、引き続き、第 4 次長与町行政改革大綱実施計画に基づいた行政改革の遂行、また、業務改善活動にも取り組みながら、事務の効率化、経費の節減、事業の充実、住民サービスの向上を目指し、効率的・効果的な行政運営に努め、一層の行政改革を推進して参ります。

そのほか、人事評価制度や職員研修制度などを活かした職員の意識改革・資質向上のための人材育成や、時間外勤務の状況や業務量の変化に応じた人員配置を継続して行うことで、事務事業を処理し得る組織編成を図って参ります。

情報管理部門におきましては、安定的な電算システムの運用管理を図るとともに、行政事務の効率化を進め、さらなる住民サービスの向上を進めて参ります。

また、「社会保障・税番号制度」における、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が、平成 29 年 7 月から開始されることに伴い、情報照会等にかかる業務運用が円滑にできますよう、関係所管課への情報連携支援を行って参ります。

消防防災事業では、消防団を核とした地域防災力の充実強化を図るため、活動の拠点である消防格納庫の建て替えを行うとともに、消防装備の改善や団員の処遇改善を図って参ります。

また、被雇用者団員の増加に伴い、消防団員を雇用する事業所の消防への理解と協力を得ることが不可欠となっているため、「消防団協力事業所表示制度」の普及を行いながら、団員確保を図ります。

さらに、安全・安心な暮らしを支える最も身近な住民組織である自治会や各地区コミュニティの活動を引き続き支援するとともに、活動に対する理解の醸成と加入・参加の促進を図るため、広報誌やホームページ等の各種媒体を

活用した情報発信に努めて参ります。

交通安全対策事業では、交通安全思想の普及・浸透を図るため、季節ごとの交通安全町内パレードを実施しながら、交通安全教育や参加体験型講習会等を開催し、交通安全意識の啓発及び交通マナーの向上に努めるとともに、引き続き、高齢者運転免許証自主返納奨励事業を通して高齢者運転による交通事故の減少に努めます。

また、防犯対策事業として、警察や防犯協会をはじめ、自治会や地域コミュニティ等の関係機関・団体と連携して、犯罪を未然に防ぐ街づくりに努めます。

なお、夜間における防犯環境を整備するとともに、消費電力削減により財政負担を軽減するため、防犯灯をLEDへ交換する事業を引き続き実施いたします。

次に、企画財政部でございます。

まず、現下の本町のまちづくりの基盤である「長与町第9次総合計画」及び「長与町まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきまして、数値目標やKPIを意識した実効性のある事務事業評価及び施策評価を実施するなど、所管各課との連携により適切な進行管理に努め、一層のPDCA



サイクルの定着と両計画の一体的かつ効果的な推進を図ります。

また、平成 28 年度に策定を終える「長与町公共施設等総合管理計画」におきましては、施設に関する情報を一元的に管理するデータベースの整備と庁内体制の構築を進めるとともに、主要施設の「劣化状況調査」を実施し、将来の施設の方向性について検討を進めます。

さらに、新たな公共交通システムに関しましては、平成 28 年度に策定を終える「長与町地域交通網改善計画」に沿って、運行形態、ルート、ダイヤ、料金、委託事業者等具体的な検討と各種の調整、地域公共交通会議での議論を経て、その一部の年度内の試験運行を目指します。

平成 28 年 12 月に連携協約締結を終えました長崎市・時津町との 1 市 2 町による「連携中枢都市圏」形成につきましては、今月中に「長崎連携中枢都市圏ビジョン」が策定され、以降、連携協約と都市圏ビジョンの実現に向けた所管同士の具体的な協議が始まることとなっています。

適切な役割分担による効率的・効果的な事業構築に加え、新たな領域での連携の可能性についても検討して参ります。

財政運営につきましては、まちづくりの指針である

「長与町第9次総合計画」に係る施策を展開する一方、健全で持続可能な財政運営が求められているところでございます。

その実現には、国同様、財政の「質の改善」を図り、政策効果が乏しい歳出を政策効果の高い歳出に転換することが求められており、事務事業評価による事業の必要性・緊急性の見極め、併せて限られた財源のなかで最大の効果を上げることが必要となります。

また、今後とも増加の一途をたどると予想される社会保障関連経費、現在進行中の高田南土地区画整理事業・西高田線街路事業等大型事業に係る経費、公共施設の整備・更新・維持管理経費等により、将来的に厳しい財政運営を強いられるであろうことから、経費の削減に留まらず、「新たな財源の確保」も併せて検討を要するものでございます。

このような状況のなかで、事業の優先順位を的確に判断するとともに、各種財政指標の動向に留意しながら、健全財政の堅持に努めて参ります。

課税事務につきましては、町税が本町の歳入の根幹をなすことから、課税客体の的確な把握と適正かつ公平な課税に努めます。

収納推進業務におきましては、平成 28 年度より債権徴収業務の効率化を図るため各債権の一元化を図ったところでございます。加えて、収納管理システムの改修を終えたことで債権回収体制が整いましたので、さらなる債権回収に努めて参ります。

また、滞納者の生活改善対策といたしまして、ファイナンスシャルプランニング事業を取り入れ、生活改善による安定的な納税につなげて参ります。

続きまして、住民福祉部でございます。

少子高齢化社会の中におきまして、住民の皆様方の福祉と子育てと環境を守り、皆様方の生活と密接なつながりを持つ業務であることを自覚し、親しまれ利用しやすい対応を第一に考え町民サービスの向上に努めて参ります。

住民窓口では、行政の基盤となる住民基本台帳・戸籍及びマイナンバー情報などの厳格な管理運用を行い、信頼されるサービスの提供を行います。

環境分野につきましては、将来にわたり町民が安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な環境の確保が必要です。そのため、環境の保全と創造に関する基本

的・総合的な施策を実施・推進するとともに、町民及び事業者の自発的な活動の支援や、町との協働の活動を推進して参ります。

また、循環型社会の構築・低炭素社会の形成を目指して、現在のみならず、次世代に引き継ぐためにも更なる資源のリサイクルの啓発・促進を図るとともに、ごみの減量化・地球温暖化防止対策などの施策を推進して参ります。

施設につきましては、ごみ焼却施設であるクリーンパーク長与と、リサイクル施設の時津クリーンセンターが循環型社会形成に向けた拠点施設として稼働しているところでございます。

これらの施設を中心とした減量化・再資源化・再利用などについて推進していくとともに、焼却施設関連の「板の浦公園整備工事」に着手いたします。

さらに、粗大ごみを容易に出せない方々への対策として、平成 29 年度から「粗大ごみ有料戸別収集」を実施いたしたく、必要な条例改正案を今定例会に提案いたします。

ごみの減量化につきましては、生ごみ減量・適正な分別の周知徹底を行い、保健環境連合会及び環境サポーターとの連携を密にして、より一層の推進を図って参ります。

資源化物の拠点回収につきましては、循環型社会形成・地球温暖化防止の観点からこれまで同様、保健環境連合会をはじめとする町民皆様方のご協力を頂き実施して参ります。

また、環境問題の啓発及びリサイクルの推進を図るため、町内で回収されました牛乳パックを再生利用した啓発用トイレットペーパーを作成し、町内小中学校等の公共施設での使用及び各種イベントでの配布を行い、更なるリサイクル意識の啓発に努めます。

次に、子育て支援につきましては、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援と個別ニーズに対応したサービスの提供に努めるため、利用者支援事業の母子保健型に加えて基本型も実施し、「子育て世代包括支援センター」の拡充を図ります。

更に、センターを核とした子育て支援関係者の連携に努め、ネットワークの機能強化に取り組みます。

また、保育所並びに放課後児童クラブの整備に取り組み、保育環境改善と受け皿の確保に努めます。

地域福祉につきましては、子どもから高齢者まで誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう「見守りネ

ットワーク事業」の充実を図ります。

また、避難行動要支援者管理システムを導入し、支援者名簿の適切な管理と個別計画策定に向けての準備を図って参ります。

障害者福祉施策につきましては、誰もが社会を構成する一員として社会参加ができるよう、自立支援並びに地域生活支援事業の推進に努めます。

続きまして、健康保険部でございます。

健康づくりにつきましては、「第2次健康ながよ21」健康づくり計画に基づき、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を目標に取組を進めて参ります。

健康づくりの第一歩は、健診を受診し、自分自身の健康状態を知っていただくところから始まります。受診率向上に努めるとともに、健診結果によって、かかりつけ医への受診勧奨や生活習慣改善など、一人ひとりの生活に合った支援を行って参ります。

その他、健康まつりや健康教室、健康相談などを通して正しい知識の普及や実践方法を習得する機会を提供し、健康づくりが容易にできる環境づくりを行って参ります。

また、個人の取組だけでなく、健康づくりに主体的にかかわる住民の活動を支援し、身近な地域でのさらなる健康づくりが広がるよう推進するに加え、「健康のまち長与」の実現に向け、「健康づくり運動」を一大ムーブメントとして定着させるために効果的な事業の調査・研究、制度設計を進めます。

国民健康保険事業につきましては、高齢化の進展や医療の高度化により年々医療費が増加しており、平成 27 年度は支出に対して収入が大きく不足するという事態となりました。

平成 28 年度に税率改定をさせていただき、運営の健全化を図りましたが、依然厳しい状況が続いており、平成 29 年度も税率改定を実施させていただきます。

医療費の抑制には、被保険者の健康維持増進が不可欠であることから、平成 27 年度策定のデータヘルス計画に基づき、効果的な保健事業を実施し、医療費適正化に努めて参ります。

また、徴収業務につきましては、これまで以上にきめ細かい納付交渉や滞納処分等、厳格な収納対策を実施するなど、収納率の向上と公平な負担の確保に努めて参ります。

次に、介護保険事業でございます。

全国的に増加傾向にある 65 歳以上の高齢者数が、本町においても昨年 1 万人を突破し、おおよそ町民の 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となっており、今後も増加傾向が伺えます。

団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年を見据え、可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことが出来るよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築と併せて、介護が必要になっても住み慣れた地域で、介護サービスを受けながら安心して暮らせるまちづくりをめざす「長与町版地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めて参ります。

取組といたしましては、「介護保険制度の円滑な実施」や「介護予防と日常生活支援・生きがいつくりの推進」に加え、次の 3 項目を重点的に進めて参ります。まず、

①「医療・介護連携」の取組として、昨年立ち上げました「長与町在宅医療介護連携推進協議会」を開催し、現状の把握と課題の抽出をはじめ、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を目指し協議を進めて参ります。



次に、

②「認知症施策」の取組として、認知症の人が、できる限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことが出来るよう、認知症の人やその家族を支援する「認知症地域支援推進員」を配置し、地域の実情に応じて認知症ケアの向上を図り、地域・医療・介護サービスと連携し効果的な支援が行われる体制の構築を行って参ります。次に、

③「生活支援」の取組として、高齢者の自立支援に係る情報提供や支援を必要とする高齢者のニーズに対し、各種団体等が提供している多様なサービスとのマッチングなど、地域で生活支援や介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを行う「生活支援コーディネーター」を配置し、一体的な生活支援となるよう体制の整備を図って参ります。

さらに、「長与町老人福祉計画・第6期介護保険事業計画」を遂行しながら介護保険事業の健全な運営を図るとともに、平成29年度が当該計画の最終年度となるため、平成30年度から32年度までの次期計画「第7期介護保険事業計画」の策定に着手いたします。

続きまして建設産業部でございます。

農業の振興につきましては、本町の特産品である柑橘のブランドを高めるため品質向上対策や優良苗木への更新事業を本年度も継続して行なって参ります。

さらに、安全・安心な農産物の提供により、地産地消を促進する農産物直売所の充実に向け、野菜苗等の購入を補助する畑作物拡大事業や落葉果樹等苗木購入補助など、今後も農家の所得向上に繋げて参ります。

また、農山村部での有害鳥獣防止対策事業をはじめ、農地の耕作放棄地発生防止対策となる各種事業を展開して参ります。

水産関係では、ヒラメ・なまこなどの稚魚放流事業に加えまして、新たにカキ養殖の産地育成を図る取組や広域による大村湾の再生活動など支援して参ります。

次に林業関係におきましては、県営事業による治山事業では、嬉里郷の梶原地区や本川内郷の本川内地区、ならびに平成 29 年度からは岡郷の佐敷川内地区も開始される予定であります。今後も県当局の指導を仰ぎ山地防災の強化を図って参ります。

続きまして商工観光関係でございますが、新たに創業塾

の開催など起業しやすい環境づくりに取り組むとともに、今年開店される大型商業施設との共存共栄など、町内事業者の経営安定と販売力向上に向け、引き続き商工会と連携を図りながら各種支援事業を展開して参ります。

そのほか、交流人口の拡大を図る「長与シーサイドマルシェ」では、大村湾沿いの「長与シーサイドストリート」と合わせ、今後も実行委員会と連携し、町内外からの多くの来場者で賑わうイベントとして、交流人口の増加と町の活性化に繋げて参ります。

また、ふるさと長与応援寄付金事業では、寄付申し込みポータルサイトの拡大ならびに返礼品等の充実により、今年も全国の皆様方に応援していただけるよう努めて参ります。

次に建設関係ですが、町道に架設されている橋梁を長寿命化修繕計画に基づき、年次ごとに修繕を行い、コスト縮減に努めて参ります。

また、町道の維持管理につきましても、計画的に舗装の補修・打ち替えを行って参ります。

安全で快適な地域社会事業につきましては、安心・安全な利用を行うために、経年劣化による法面等の補修を行な

って参ります。

町営住宅につきましては、長寿命化計画に基づき年次ごとに詳細点検・補修設計を行い、早期の修繕によるコスト削減に努めて参ります。

中尾城公園をはじめとする公園等につきましては、憩い・安らぎの場として、より一層の維持管理に努めて参ります。

県が現在施工している吉無田三根線の道路整備事業につきましては、早期完成に向け、引き続き県への働きかけを行って参ります。

都市計画道路 西高田線につきましては、フォーレ・ツイン・キャッスル出口付近から高田踏切までの拡幅区間の調査設計を行い、早期完成を念頭に事業を進めて参ります。

高田南土地区画整理事業につきましては、事業の長期化により、地権者の方々には大変ご迷惑をおかけしておりますが、早期完成に向け努力して参ります。

続きまして、教育委員会でございます。

「心を育む教育と文化」の創造に向け、次のような内容に取り組んで参ります。

まず、教育環境の充実といたしまして、洗切小学校体育館の屋根を改修し、防水対策と天井照明をLED照明に取り替えることのより省エネ・長寿命化を図るとともに、避難所としての防災機能強化を図り、安全・安心な学校施設の環境整備に努めます。

また、給食共同調理場のスチームコンベクションオーブンの取り替えを行い、幅広い調理が可能となることで、栄養の改善及び健康の増進を図って参ります。

次に、ICT教育の推進につきましては、思考力・判断力・表現力を養い、空間的なイメージの把握や調査活動の記録や発表、生徒間の情報共有・共同学習を行い、魅力的な授業を展開することにより、学習意欲を高め学力向上へとつなげて参ります。

そのほか、新規事業といたしまして、英語力の定着と向上を目的に、ALT（外国語指導助手）の増員を図り、ALTと近隣大学の留学生を指導者に、外国人と英語で交流するコミュニケーション活動の場を提供し、英語学習に対する関心・意欲の向上を図る（仮称）イングリッシュアドベンチャー事業を展開し、急速に進展しているグローバル化の世界に対応できる人材の育成を進めて参ります。

生涯学習では、引き続き「親子のふれあい」子育て支援としてのブックスタート事業を推進するとともに、図書館ネットワークの構築を図り、各公民館における図書等の貸出サービスの向上に努め、各種講座等を開催し、情報発信の充実を図ります。

また、「すなおで元気な長与っ子」を育むための家庭教育10箇条の啓発。

「人のぬくもりと心の豊かさが実感できるまちづくり」をめざす、人権教育啓発資料「ながよ人権12か月」を活用し、人権意識の高揚を図るとともに、人権教育を推進して参ります。

なお、町民文化ホールをはじめとする文化施設の適正な維持管理を図り、優れた文化・芸術を鑑賞する環境整備に努めます。

スポーツ振興でございますが、子育て支援体制の充実を図るため、子どもの遊び場づくりとして、総合公園内に幼児から低学年を対象とした遊具の整備を行って参ります。

また、上長与体育館の屋根改良工事を実施し、防水対策を図るとともに、町民の方のニーズが高い長与シーサイドパーク フットサルコートにナイター施設の整備を行い、

多くの方にスポーツを楽しみながら健康づくりや仲間づくりができる場を提供します。

さらに、幅広い年齢層の様々な目的にあった生涯スポーツの普及振興に取り組み、町民に気軽に参加していただき、生きがいや健康づくりの意識の高揚を図って参ります。

昨年12月の定例議会におきまして「負担の公平性」「資源配分の適正化」「租税負担の減少及び自主財源の確保」の観点から「受益者負担の原則」を基本に公共施設の使用料を改定させていただきました。

今後は管理運営体制の充実を図り、既存施設の有効活用や老朽化に伴う施設及び設備の計画的な改修、サービス向上に努めて参ります。

続きまして、水道局関係でございます。

水道事業、下水道事業ともに、中長期計画等に基づいた事業を行うことで、将来にわたり、健全な経営の下に安定的な事業を行って参りたいと考えております。

水道事業は、町民の快適な生活を維持するための重要なライフラインの一つとして、安全で良質な水を安定供給することを最大の使命として取り組んでおります。

平成 29 年度におきましては、中長期計画による老朽化した施設の更新、及び配水管等の布設替えを行い計画的な耐震化を図って参ります。

また、水源拡充対策を実施し、効率的な施設利用及び水源確保に努めるとともに、水質管理及び漏水対策につきましても充実を図り、適切な維持管理に努めて参ります。

下水道事業は、町民の快適な生活環境を保持すると同時に、大村湾の水質保全に寄与することが求められております。

平成 29 年度におきましては、高田南土地区画整理事業の工事進捗に併せて整備を推進して参ります。

また、長寿命化計画により、耐震化対策を含めた施設の改築・更新事業を計画的に行うとともに、汚水管渠(かんきょ)の清掃、マンホールポンプ場の点検及び修繕、並びに浄化センターの運転管理による放流水の水質保全等の維持管理に努めて参ります。

大変長くなりましたが、以上が平成 29 年度の町政運営に対する基本的姿勢及び重点施策・主要事業等でございます。



組織一丸となって「幸福度日本一のまちづくり」に邁進  
して参りますので、議会をはじめ、町民皆様のご理解とご  
協力を賜りますよう、お願い申し上げます。